

第1回宇都宮市男女共同参画審議会

日 時：平成17年6月3日（金）

午後3時～

場 所：14A会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 平成16年度 男女共同参画の推進に関する年次報告について・・・資料1

3 その他

4 閉会

資料1 平成16年度 男女共同参画の推進に関する年次報告について

資料2 平成16年度 男女共同参画の推進に関する年次報告（概要）

男女共同参画審議会
第1回会議録（概要）

- 1 日時：平成17年6月3日（金）午後3時～午後5時
- 2 会場：宇都宮市役所 14A会議室
- 3 出席者：山口委員，本間委員，直井委員，大越委員，新井委員，川俣委員，小林委員，
添田委員，宮田委員，
- 4 会議経過：
 - (1)開会
 - (2)委員紹介
事務局より，新たに委嘱する委員の紹介および新川委員の辞職について説明
市職員および事務局の自己紹介
 - (3)議事
審議会を公開とすること，会議録をホームページ上で公開すること，名簿を公開
することについて委員の確認を得る。

【2議事

- (1)平成16年度 男女共同参画の推進に関する年次報告について・・・資料1】
事務局から，宇都宮市男女共同参画の推進に関する年次報告について説明。

（会長）

ただいまの説明について質問や確認をお願いしたい。

（委員）

9ページの「男女共同参画に関する教育・学習を推進する」の「現状」で意識調査によると「女（男）らしく，男（女）のくせに」と母親から言われることが多いとあるが，これは「母親が接触している率がほとんど」ということが，前提とか分析にかぶらないのかというのがひとつ，それから，12ページの「高校生の性暴力被害実態調査」の「女子の被害の相手」が足していくと100%にならないのだが，これは複数回答なのか。

（事務局）

まず，12ページの「高校生の性暴力被害実態調査」の数字については，再度確認する。9ページの小学5年生の男女共同参画に関する意識調査については，確かに母親が子育てに関わる率が高いため，「女（男）らしく，男（女）のくせに」と母親から言われることが多いということもあるかと思う。それについては，数字を見ただけでは分析が十分にできない部分もあるが，事実としては母親に言われる児童の割合が多くなっている。

（委員）

「女（男）らしく，男（女）のくせに」と母親から言われる割合が高いということにつ

いては、私たちの調査では逆に父親から言われることが多いという結果がでているので、必ずしもこれが全てではなく、たまたまこれがそうだったということもあるのではないか。

ところで、ここには判断するためにいろいろな調査・資料、例えば29ページでは社会生活基本調査が取り上げられているが、判断を誤らないためにはなるべく宇都宮市がやったデータを使ったほうがいい。全国的なものを取り入れるときはそれを宇都宮市に置き換えたときはどう読めるのかといったこともできれば加えてもらわないと、われわれはよく分からない。首都圏の中核市としての宇都宮の特性というものはあるはずだ。特に、意識調査などは注意して扱わないと判断が間違ってしまうことがあるかもしれないと感じる。こうした評価も2回目でもだまだ定着していない部分もあるので、気にとめておいてほしい。

(委員)

5ページの「男女平等意識を啓発する」の目標値で「社会全体において男性優遇と感じる人の割合を減らす」ということだが、減るということが果たして男女共同参画意識が高まったといえるのか。基本的、全体的にみれば男性優遇社会があるわけで、それがきちんと修正されていないうちに男性優遇と感じる割合が減るということは、それを感じる人が少なくなっている、つまり感じ方が鈍くなっているという読み取り方もできるのではないか。

(事務局)

アンケートの取り方など、今後の課題としたい。

(会長)

この捉え方というのは宇都宮市だけではなく国の調査でも時系列的にずいぶん長い間、男女共同参画意識を調べるためにやってきたアンケートの取り方であり、その推移を比較することはこれまでもやってきたところである。

(委員)

調査方法として、縦断的な方法、例えば同じ人を5年ごとに調べてその人の意識がどう変わっていったかを調べれば、意識の移り変わりは分かるのだが、横断的な方法で、そのたびごとに違う人たちで調べていくというのは正しい移り変わりではない。聞き方の問題とかがあるかもしれない。

(委員)

啓発等の施策・事業も充実しているので、結果的には「意識」の評価であると思う。栃木県の調査結果を用いているが、栃木県では政治の場、社会通念・しきたり、職場、家庭生活、学校教育の場などいろいろな項目で質問している。学校教育の場ではかなり改善されており、平等になっていると答えた人の割合は5割を超えているので、平等になったという指標としては妥当かと思う。

(会長)

アンケート調査は毎回同じ人を対象に行うということとはできないが、確かにそうした側面もあると思う。敏感に感じる人に聞くのと違い、例えば、学生いきなり「社会全体で平等ですか」と聞いたら、ほとんどの学生が平等と答えるだろう。

(委員)

行政の施策に対する評価には限界があると思う。調査についても行政が行う調査の限界を考えないと、今のような問題がおきてくるのではないか。男女共同参画意識を委員の言うような調査をもって解こうとするならば、それは研究者がやる調査である。研究者がやる調査では大変重要になってくると思うが、行政の施策に対して行うならば一番常識的調査でいい。そういう意味では調査の方法などしっかり決めてやったほうがいいと思う。

(会長)

いろいろな立場からの意見をいただいた。それではほかにないか。

(委員)

2点ほど。言葉の使い方になるが、11ページ、12ページにある「無理やりセックスされたことがある」がちょっと気にかかる強烈な言葉なので「強要された」とかのほうが良いのではないか。もう一点は、DVの相談員による二次被害の防止の問題だが、次期プランには是非施策として必要なのではないか。

(事務局)

1点目だが、調査の項目としてそのまま引用している。

(委員)

高校生に、強要されたといっても理解できない。また、どういう場面のことを「強要された」というのかバイアスがかかるのでこういう聞き方になっていると思う。

(事務局)

2点目の二次被害の防止については、事業番号22の「女性のための相談機能の充実」のなかに相談員の研修の充実ということを盛り込んでおり、二次被害の防止に努めている。

(委員)

「基本目標 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備」の、保育所の待機児童数が平成17年度ゼロを目標にしていたが昨年より増えているというところで、「対応」を見ると、開設が遅れてしまったことなどが書いてあるが、平成17年度新規・拡充事業では待機児童数が増えてしまった問題をどうにかしようという事業項目がなく、やる気のなさ、認識の甘さを感じる。

(事務局)

保育所開設の許可がおりなかったということで、待機児童数が増えてしまった。17年の7月から保育所が開設されるので、待機児童数は解消される。そのため、特に17年度の新規事業は掲げていない。

(委員)

17年には施設が開設され、34名の待機児童が全員解消されるということか。

(事務局)

保育所の設置される地区と待機児童のいる地区が必ず一致するというわけではなく、保育所の開設で待機児童数が完全にゼロになるかどうかはわからないが、大部分は解消される。

(委員)

一般企業に勤めていると、こうした小さいことが全てに関わってくる。子どもを持って働くという事は非常に大変で、子どもを持つ母親を雇う企業は、女性は非常にリスクだと考えてしまう。育児支援の立ち遅れはすなわち労働の場での立ち遅れになる。こうした小さいことがひとつひとつ積み重なって働きにくくなっていることを見過ごさないで欲しい。

(委員)

今のことに関連して、日曜、祭日に対するニーズを把握していただきたい。サービス業が増えていて、日、祭日に子どもを預けられないと就業の場になかなか参加できないという人が増えてきている。一度にはできないとしても、どのようなニーズがあるか調査するというところから始めていただきたい。

(委員)

次世代育成支援の行動計画の届出率は、5月末の段階で62.3%になった。301人以上の企業が106に対して66社届け出ているが、母数、すなわち301人以上の企業数も動くので数字は常に変わっている。32ページに栃木労働局のアンケート結果が出ているが、こういうものは日々変わっており、アンケートをした時点からだいぶ動いている。

(委員)

育児・介護休業法が改正され、子の看護休暇制度が創設されたが、制度が整っている会社は少ない。病後の子どもを預かってくれる病後児保育も市内には2箇所しかない。それも、登録とか、市町村長の出した書類が必要だとか、いろいろあり、主に母親が大変な苦勞をしている。今後、こうした点も改善して欲しい。

(事務局)

病後児保育については市内に2箇所だけだが、ファミリーサポートセンターでも、病後児を預かれるので、そうしたサービスもご利用いただきたい。

(事務局)

病後児の保育については、受け入れ態勢があるかどうかの確認のための書類が必要になってくる。保育園によって、症状を確認しながら預かるという保育園もでてきている。病気だから全部預からないということではない。

(委員)

看護休暇の申請は、当日の朝の申出で良いことになっている。看護休暇は5日の取得となっているが、それは年次休暇取得率が低いことから(県内の年次休暇取得率は40%程度)、残っている年休も使ってもらってで5日という設定になっている。

(委員)

子どもの看病ぐらい親がやるべきだという心無い声もある。そういうことで親は苦しんでいるが、親元を離れていて相談できなかつたり、地域で相談にのってくれる人もいない。

(委員)

実は今日、同僚が、子どもが急な病気になって休んだ。そういうとき、必ず私に言うてくる。なぜなら、女性の仕事は女性がすると思っているからだ。私はずいぶん前から今日この会議に参加するために休暇を取っていたが、彼女が休んだことによってここに来るのも大変だった。今、企業がぎりぎりの状態でやっている中で育児休暇・介護休暇の取得による仕事のしわ寄せという問題がある。自分にもしわ寄せがいくが、周囲の人間にもしわ寄せがくるので、非常に休暇が取得しづらい。こういう現状から、重点項目の甘さが感じられる。

(委員)

母親だけが子育てをするのではなくて、父親も育児に参加することが大切だ。

(会長)

母親と父親、そして地域、社会で子育てをするというのが大切だ。

(委員)

保育の問題が、労働の問題と結びついて親の立場から語られているが、やはり、子どもの権利、子どもの立場での保育が基本だと考える。少子高齢化の中で、子どもの権利や立場をきちんと見据えた子育ての仕組みをきちんとつくらなければならない。

労働の分野は、今までプランの中では取り組みにくかった。しかし、子育てで、育児休暇や介護休暇がとれるにしてもやはりそれは女性の側に偏っており、これからは、男性もそして社会も一体となって子育てを応援していかなくてはいけない。

率直に言って、「17年に待機児童が34名です」と言えるのは行政だからなのではないかと思う。どうしてそうなってしまったのか、という疑問に対し、プランの推進ということで私たちは危機感を感じなければいけない。

次世代育成支援の計画で、宇都宮市の301人以上の企業がどれくらいあって、現状はどうなっているのかとか、そこに対して、目標値を達成するためにどうしたらいいのかとか分かれれば教えていただきたい。また、当然宇都宮市は計画を提出しているのであるから、資料としてご提示いただければいいと思う。

（事務局）

プランの中で労働の分野は、弱かった部分である。次世代育成計画の推進についても、男女共同参画にとっても大変重要なことと認識しており、昨年度も栃木労働局雇用均等室の協力を得、工業団地の管理組合等でPRをしている。これからは企業にも入っていかねばならないと思っている。

なお、市役所の行動計画は、後日送付する。

（委員）

次世代育成支援行動計画を策定した宇都宮市の企業の名前とか数とかは公開していない。届け出義務があるが、届け出状況や計画自体は公開されない。実は、栃木労働局雇用均等室も行動計画そのものはもらわない。行動計画の内容も公開しないし、将来的に認定もするのだが、それもどういうことで認定したかは発表しない予定だ。市町村ごとの数も出さない予定である。

届け出の際に、取組項目にチェックをして出してもらっているだけである。

（委員）

今の話からすると、男女共同参画の推進において、どういうことで知恵を出し合えるか、どういうことで理解し合えるのかの分析ができない。もったいない。推進にあたって財政的な裏づけが必要なときも、実際には使えない。非常に残念だ。

（委員）

国には、行政というものに対しての縛りがものすごく強い。勝手に企業に入っていくてはいけない。雇用対策で企業訪問をする際に、次世代育成支援法のパンフレットなどを配布しているが、実は、自治体のほうが、「自治」として判断でやれる部分がある。自治体についてはやってはいけないこと意外は裁量の範囲であるので、県や市でいろいろな形で企業訪問をする際に、「この計画はいい例なので借りたい」といった形で集めたほうが早いかもしれない。

法律を上回る制度を作ってくれと言っているので、企業に対しては最小限の負担ということで法案が通ったところだ。申し訳ないがそれが現状だ。

（委員）

今の話を聞いて、難しいと感じた。しかしながら、私どもとしては法律を踏まえながら、

「男は仕事，女は家庭」という意識を変えることが大事なのではないかと思う。

(委員)

家庭生活との両立については，男女とも親としての義務あるいは家庭的責任がある。しかしながら，結果として女性の側に偏っていて母親が大変になっており，母親だけでなく母親の企業が大変な思いをしている。母親を雇っている企業は，子の突発的な病気による休暇や育児休業などを受け入れて雇っている。これを，父親を雇っている企業も同等に負担を担ってもらうということで男性の育児休業の促進を行っているところだ。そうでないと会社間で不公平が生じる。保育所から母親に電話がかかってきた時に，母親は「お父さんが行って」と言わないといけない。すべての父親が休むことで，会社も，女性も男性も子どもができたなら休むものなのだと思う。母親，父親一人ひとりの意識が変わることで，企業の意識も変わっていくと考える。

(委員)

管理者にとって，そこを補わなければならないことは大変な負担だが，お互いに意識を高める必要性を感じる。

(委員)

子どもを持つことはリスクなのか。

(委員)

現実としてはそう扱われている。それは，女性の側に偏っているからそうなるので，みんな抱えればリスクではなくなる。

(委員)

現実にはリスクである。女性を雇うということは子どもを産む可能性があるわけなので，企業は利益追求という点から，やはり男性を採用する。子育て環境の整備は大事であると思う。

(会長)

就労の分野以外で何かないか。

(委員)

生きがい対応型デイサービスの利用者がものすごい勢いで伸びているが，この施設数で本当に足りているのか。生きがい対応型デイサービスは，今，社会的にあまり推進しないものなのか。私の身の回りでは，とても元気な高齢者がたくさんいる。例えば，そういう元気なお年寄りが小中学校の空き教室で子どもの面倒を見るなどの事業ができればいいと思う。

(事務局)

介護状態の方が利用する施設と，介護状態に無い方が介護状態にならないように設置し

た生きがい対応型デイサービスとがあり、意味合いが理解されたことによって利用者が増えたのであろうと理解している。設置箇所については中学校区または小学校区にひとつと計画の中で定めているが調べて後日回答する。(中学校区にひとつの割合で平成18年度には25箇所になる予定)併せて宇都宮市では寝たきりをなくす、あるいは虚弱を防ぐための独自の補助制度を設けている。

(委員)

介護保険から外れた人を対象に市独自の施策として生きがい対応型デイサービスをやっている。今、一番問題になっているのは、本来の対象ではない方、つまり、要介護状態になることを予防することが目的なのに、そうでない方が利用していることが問題であり、今後、対象者は変わる可能性がある。

(委員)

外出支援がもっと増えてもいいと思うが。

(事務局)

平成15年度に申請した高齢者で16年度に更新をしなかった方が多かったため、交付者数が目標に至らなかった。外出回数は1枚のカードで17回外出するという計算で出したものなので、交付者数に比例する。中には1枚のカードで17回以上外出した方もいるかもしれないし、逆に1回の料金が高い区間の場合は17回外出できない場合もあるので、外出回数については正確な数字ではない。ご承知おきいただきたい。

(委員)

先ほど保育の問題でお年寄りが保育をできたらいいではないかということがあったが、社会全体的に進められたらいいと思う。ここは、福祉のことがあげられているが、私たちの観点からは、年をとってもいつまでも元気で社会の役に立つといったことを目指していきたいと思う。

また、指定管理者制度の関係で一点。男女共同参画推進センターはどうなっているのか。

(委員)

ここに、基本目標や施策の方向があげられているが、事業では対応できない新規の上位目標が出てきた場合、例えば法に対する制度的な対応が抜けていたなどと、新たに基本目標なり施策の方向なりをたてる必要がでた場合、どうするのか。

また、施策の周知、理解、プランの周知、認知度に対してはどうなっているのか。

(事務局)

指定管理者制度についてだが、推進センターは18年度は対象外で、19年度から実施予定である。サービスの低下にはならないように検討している。また、プランに新たな目標等を付け加える場合は審議会に諮っていくということになる。

(委員)

これは、年次報告書ということなので、目標等の変更はプランの改定時になるのではないかと。

(会長)

男女共同参画の推進に向けての具体的な取組や積極的なご意見ありがとうございました。事務局はこれをしっかりと受け止めていただきたい。

それでは、このたびの年次報告書に関しては了承ということによろしいかと。

(各委員)

意義なし

【(3) その他】

(会長)

続いて、次第3 その他についてであるが、事務局から「性同一性障害者への対応について」委員からご意見をいただきたいとのことなので、このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局説明

1. 性同一性障害者の定義
2. これまでの経過
3. 対応の取組
3. 男女共同参画行動計画(パートナープラン)への位置付け

性同一性障害を有する人は、胎児期における脳の性分化の過程で遺伝子的因子など何らかの要因が影響したことにより、生物学的な性(身体的な性)と心理的な性(性自認)が一致していないため、精神の性と生まれ育てられてきた性別の間に生ずる適応障害をおこし、社会から差別を受けている人である。したがって、性同一性障害は性別による差別ではないと思われるので、現段階では男女共同参画行動計画に盛り込むことは考えていない。

(会長)

質問、ご意見等あるか。

(委員)

男女共同参画行動計画への位置付けについては、そういう整理でよいと思う。男女共同参画で気をつけなければならないことのひとつとして、私どもは、婦人少年室の時代から、ずっと男とか女とかいうのは思っているほど特定しているものではないという認識でやってきている。この視点は行動計画を実施していくあるいは改定するにあたって失っては

けない視点ではないかと思う。何を男性ととるか、何を女性ととるかといったことは、物理的なものでさえ実は本体ではない。いわゆるジェンダーということもあるが、男性であるとか女性であるということ定義することは、本当はあやしいんだということを入りながら計画をやっていく必要がある。

(会長)

事務局に確認したい。男女共同参画行動計画に盛り込むことは考えていないということか。

(事務局)

行動計画へ盛り込むことは考えていないが、男女共同参画課としては機会を捉えての周知啓発の事業等は行っていく。

(会長)

周知啓発というのは具体的にはどのようなものか。

(事務局)

具体的には、出前講座や地域参画塾での啓発等を考えている。

(会長)

従前の事業の中でこの問題を取り上げていくとのことだ。

男女共同参画というのは「男らしさ・女らしさ」から「自分らしさ」へという方向である。性同一性障害者、セクシュアルマイノリティの人々は、自分らしく生きることが困難な状況である。こういう人がいるということを広めることは大変大切なことだと思う。

それでは、性同一性障害者への対応については事務局案のとおりでよろしいか。

(各委員)

意義なし

(会長)

それでは、ほかに何かあるか。

事務局から、平成16年度年次報告書については7月公表予定であること及び委員は6月をもって任期満了となるむねを説明。

(会長)

以上をもって本日の審議会を終了する。

宇都宮市男女共同参画審議会委員名簿

平成17年4月1日

区分	人数	氏名	性別	所属団体・役職名等	
学識経験者	3	山口 哲子	女	宇都宮文星短期大学教授（女性学）	
		加藤 千佐子	女	作新学院大学女子短期大学教授（児童心理学）	
		藤井 佐知子	女	宇都宮大学教育学部教授（カリキュラム開発学）	
関係機関	2	本間 直子	女	栃木労働局雇用均等室長	
		直井 高子	女	栃木県女性青少年課長	
関係分野	教育	2	大越 浩子	女	前宇都宮市立若松原中学校長
			渡邊 精治	男	宇都宮市立富士見小学校長
	労働	1	篠原 浩典	男	日本労働組合総連合栃木連合宇河地域協議会事務局長
	保健	1	上野 裕	男	宇都宮市医師会理事
	福祉	1	新井 茂光	男	ディセクターさくら統括責任者
	海外セミナー等修了生	1	川俣 桂子	女	平成13年度栃木県海外研修団員
	報道	1	水沼 富美男	男	下野新聞社取締役主筆
	法律	1	平野 浩視	男	弁護士
			小林 博彦	男	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議 会長代行
団体活動	2	添田 包子	女	宇都宮市女性団体連絡協議会会長	
		宮田 富美井	女	栃木県女性団体連絡協議会副会長	
公募	2	荻野 夏子	女	宇都宮大学教育学部住環境まちづくり研究室助手	
		合計	17	男性：7名，女性：10名	